

制定 令和 4 年 12 月 8 日

改定 令和 7 年 10 月 3 日

愛媛県における処遇改善等加算（区分 3）に係る研修修了要件取扱要領 【幼稚園・認定こども園】

第 1 研修修了要件の適用開始年度

当該要件の適用開始年度は、役職、職務等に応じて次のとおりとする。

- (1) 中核リーダー・専門リーダー … 令和 5 年度から段階的に適用
- (2) 若手リーダー … 令和 6 年度から適用

※加算対象職員が処遇改善等加算（区分 3）による賃金改善を受ける場合、賃金改善を受ける月の前月までに研修を修了する必要がある。

(例) 令和 8 年 4 月から中核リーダーとして処遇改善等加算（区分 3）による賃金改善を受ける場合、当該職員について、令和 8 年 3 月末までに 60 時間以上（うち 15 時間以上はマネジメント分野に係る研修であること。）の研修を修了する必要がある。

第 2 研修の実施主体

研修の実施主体は次のとおりとする。

- (1) 都道府県又は市町村（教育委員会を含む）
- (2) 幼稚園関係団体、認定こども園関係団体又は保育関係団体のうち、本県が適当と認めた者（県ホームページに掲載）
- (3) 大学等（大学、大学共同利用機関若しくは指定教員養成機関又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
- (4) 園内における研修を企画・実施する幼稚園又は認定こども園
- (5) その他本県が適当と認めた者

第 3 研修内容

修了要件の対象となる研修は、第 2 に定める実施主体が実施する研修であって、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針（以下、「要領等」という。）を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修をいう。

【参考：研修の例】

- ・ 新規採用教員研修、中堅教諭等資質向上研修 [第 2 (1) 関連]
- ・ 防災、食育、感染症対策等特定のテーマの研修 [第 2 (1) 関連] ※¹
- ・ 愛媛県私立幼稚園協会が実施する研修 [第 2 (2) 関連]
- ・ 旧免許状更新講習、免許法認定講習 [第 2 (3) 関連] ※²
- ・ 各園において実施する園内研修 [第 2 (4) 関連] ※³

※¹ 特定のテーマに限定した研修であっても、要領等を踏まえた内容の研修であると整理できるものは対象とする。

※² 幼稚園教諭免許の更新のために受講したもので、幼稚園教育の質を高めるための知識・技能の向上に資するものが対象であり、例えば中学教諭向けの内容に特化した講習等は対象外。

※³ 園内研修に係る詳細な要件については、第6を参照すること。

第4 修了すべき研修分野（役職、職務別）

修了要件について、中核リーダー及び専門リーダーについては令和5年度から段階的に適用、若手リーダーについては令和6年度から適用することとされている。

(1) 中核リーダー、専門リーダー

合計60時間以上（令和8年度に完全実施）

令和5年度は15時間以上。令和6年度以降、毎年度15時間以上ずつ引き上げられ、令和8年度には60時間以上修了すること。

ただし、中核リーダーについては、15時間以上のマネジメント分野に係る研修を含むこと。

(2) 若手リーダー

合計15時間以上（令和6年度に完全実施）

研修内容	中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
幼稚園教育要領等を踏まえて、教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	合計60時間以上	合計60時間以上	合計15時間以上 (※4)
うちマネジメント分野に係る研修(※1)	15時間以上必須 (※2)	算入可(※3)	算入可(※3)
うち園内研修	15時間以内まで可	15時間以内まで可	4時間以内まで可

※1 カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身に付けるために必要な研修。

※2 保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修も算入できる。

※3 保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修は算入できない。

※4 担当分野に対応する分野を含む。

第5 研修受講の確認

修了要件の対象となる研修を受講したことの確認のため、処遇改善等加算（区分3）の加算適用申請書とあわせて、所管の市町へ次の資料を提出すること。

(1) 加算対象職員の研修受講暦一覧表及び職員別の個票（別紙様式1）

(2) 事実確認ができる書類の写し

- ・ 実施主体が発行した研修修了証（修了証の発行がない場合は研修案内や要項等）
- ・ 旧免許状更新講習：次のうちいずれか一方

①教育委員会が発行する更新講習修了確認証明書^{※1}又は改正法附則第2条

第3項第3号の確認証明書※2

②免許状の授与証明書（令和4年7月1日までに①を発行していない場合）

- ・ 免許法認定講習（上進講習）：大学等が発行する学力に関する証明書
- ・ 園内研修：園内研修実施状況報告書（別紙様式2）

※1、2 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行により、令和4年7月1日以降は新たに「更新講習修了証明書」又は「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」を再発行することはできなくなったが、旧免許状更新講習を受講した者については、「免許状の授与証明書」により更新の確認ができるため、必要な場合は、当初授与された都道府県教育委員会へ問い合わせること。

第6 園内研修の取扱い

幼稚園及び認定こども園において実施される園内研修のうち、次のア～ウのいずれも満たすものについて、第4に示す中核リーダー及び専門リーダーについては 15 時間以内、若手リーダーについては 4 時間以内 の範囲で合計時間に含めることができる。

ア 研修内容に十分な知識及び経験を有する者が講師を務めること

イ 研修の目的及び内容が明確に設定されていること

ウ 研修受講者が明確に特定され、園において研修修了の証明が可能であること

第7 「保育士等キャリアアップ研修」の取扱い

修了要件の対象となる研修に含まれるものとして扱う。ただし、各分野のうち、幼稚園においては「乳児保育」及び「保育実践」研修、認定こども園においては「保育実践」研修は除く。

また、マネジメント研修については中核リーダーに限り有効とする。

なお、キャリアアップ研修は受講した時間数を修了時間に算入することができるが、本県が実施するキャリアアップ研修は 15 時間受講した場合のみ修了と扱い、部分的な受講を認めていないため、注意すること。

	乳児保育	幼児教育	障がい児保育	食育・アレルギー対応	保健衛生・安全対策	保護者支援・子育て支援	マネジメント（※1、※2）	保育実践（※2）
幼稚園	×	○	○	○	○	○	△	×
認定こども園	○	○	○	○	○	○	△	×

※1 中核リーダーに限り有効。

※2 原則として、専門分野別研修として取扱うことはできないが、令和元年度までに受講した研修に限り対象研修とすることができる。

第8 「子育て支援員研修」の取扱い

次の研修を修了要件の対象となる研修に含まれるものとして扱う。

(1) 基本研修

(2) 専門研修のうち、「地域保育コース」の共通科目

第9 過去に受講した研修の取扱い

過去に受講した研修については、次のア～ウのいずれも満たすものに限り、修了要件の対象となる研修として扱う。

ア 平成29年度以降に受講した研修であること（ただし、旧免許状更新講習及び免許法認定講習のみ、例外として平成21年度以降に受講した講習も対象として認める）

イ 第2～第8に定める研修と同等の内容であること

ウ 修了証明等により、研修の受講が適切に確認できること

第10 他県で受講した研修の取扱い

本県以外の加算認定自治体（他都道府県、指定都市及び中核市等）により加算に係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、本県においても引き続き効力を有する。

また、本県以外の加算認定自治体において加算に係る研修を修了していることの確認を受けていない研修修了の証明についても、加算対象職員が当該研修を修了していることが確認できれば、本県において効力を有するものとすることができる。

第11 留意事項等

- ・ 職員個人の異動や転職等の可能性も考慮して、研修受講歴は職員個人においても管理することを基本とする。
- ・ 既に処遇改善等加算（区分3）の適用を受けている施設において、該当職員に中核リーダー又は専門リーダーがいる場合は、要件適用に向けて対象者の研修修了状況について確認のうえ、適宜研修の受講を進めること。
- ・ この要領は、国通知・FAQの改正等により変更となる場合がある。